

## 市長定例記者会見事項書

日時 平成30年2月1日（木） 11時00分～  
場所 庁議室（市本庁舎4階）

- 平成31年2月10日開催 津シティマラソン  
サオリーナをスタート・ゴール地点とした新たなコースでの開催（案）  
を決定！
  
- 全国初 国土交通省が津市をモデル地区に指定  
要配慮者利用施設（福祉施設）への避難確保計画作成を促進！  
～洪水からの「逃げ遅れゼロ」実現に向けた取り組み～
  
- 平成29年11月28日国宝指定  
専修寺 御影堂・如来堂 シティプロモーションを展開！  
～発表第1弾～

|                                          |                     |
|------------------------------------------|---------------------|
| 定例記者会見 平成30年2月1日(木) 11時～                 |                     |
| 場 所 庁 議 室                                |                     |
| 事 務 担 当 課                                |                     |
| 所 属                                      | 職・氏 名               |
| スポーツ文化振興部<br>スポーツ振興課<br>(電話059-229-3254) | スポーツ振興課長<br>垣 野 哲 也 |

平成31年2月10日開催 津シティマラソン  
サオリーナをスタート・ゴール地点とした  
新たなコースでの開催（案）を決定！

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

**平成31年2月10日開催 津シティマラソン**

**サオリーナをスタート・ゴール地点とした  
新たなコースでの開催(案)を決定！**



**平成30年2月1日**

# 平成30年2月開催 津シティマラソン大会の概要

**開催日** 平成30年2月25日(日)

**スタート  
ゴール** 安濃中央総合公園

## コース図



## 申込 人数

●10km 1,063人  
●5km 549人  
●2km 571人  
●ジョギング 533人  
合計 2,716人

## 今年の大会ゲスト

**土佐礼子さん**  
五輪女子マラソン  
元日本代表



# 新たなコース決定の経緯

マラソン大会の参加者から  
市街地を走るコースの開催を望む声

平成29年10月のサオリーナオープンを記念し  
新たなコースの検討

三重県津警察署・津陸上競技協会等との  
開催に係る協議

平成31年2月開催の津シティマラソン大会から、  
サオリーナを発着点に**新たなコースでの開催(案)**を決定

# 変わります！ マラソンコース

## ① 市街地を走るコース

市街地コースで多くの声援を受け、続日本100名城に選定された津城を見ながらRUN！

広々と車道でスマイルラン

シロモチ君とゴーちゃんも応援

## ② スタート・ゴール地点

平成30年2月開催

安濃中央総合公園

平成31年2月開催

サオリーナ

# 変わります！ 参加定員等

## ③ 参加定員の増

1,000人UP!

平成30年2月開催

3,000人

10km:1,100人 5km:650人  
2km:650人 ジョギング:600人

平成31年2月開催

4,000人

10km:2,000人 5km:700人  
2km:700人 ジョギング:600人

## ④ 会場へのアクセス等



●大会参加者用駐車場…サオリーナ 1,500台駐車可

●シャトルバス  
の運行

津新町駅

津市役所等臨時駐車場

サオリーナ

駅・臨時駐車場からシャトルバスで  
サオリーナまで送迎！

## ⑤ メッセウイング・みえで物産展を開催



# 新マラソンコース図

10km

サオリーナ駐車場～県道42号線東進～新町大橋南交差点北進～三重県庁西交差点(折り返し)～  
県道42号線東進～お城公園東周回～県道42号線西進～サオリーナ

5km

サオリーナ東道路～県道42号線東進～新町大橋南交差点(折り返し)～県道42号線西進～サオリーナ

2km

サオリーナ東道路～県道42号線東進～折り返し～県道42号線西進～サオリーナ



# 新マラソンコースでの大会概要

## 開催日

平成31年(2019年)2月10日(日)  
※2020年以降も、2月の第2日曜日に開催予定

## 申込開始

平成30年11月1日(木)

| 種目部門  | 対象      | 定員     | 参加料    |
|-------|---------|--------|--------|
| 10km  | 高校生以上   | 2,000人 | 3,000円 |
| 5km   | 高校生以上   | 700人   | 2,500円 |
|       | 中学生     |        | 1,500円 |
| 2km   | 高校生以上   | 700人   | 2,000円 |
|       | 小学4年生以上 |        | 1,500円 |
| ジョギング | 年齢制限なし  | 600人   | 1,500円 |

# 津シティマラソン事業予算

## 総事業費の比較

新コースでの開催に係る増額

津シティマラソン  
実行委員会  
予算額

平成29年度  
約1,090万円

平成30年度(案)  
約2,800万円

主な  
支出

委託料

約520万円

約1,800万円

新コースに伴う予告看板・規制看板の作成委託、交通警備委託料の増額

平成30年度当初予算計上予定額(補助金) 約1,700万円

平成29年度補助金の額 約440万円

|                               |               |
|-------------------------------|---------------|
| 定例記者会見 平成30年2月1日(木) 11時～      |               |
| 場 所 庁 議 室                     |               |
| 事 務 担 当 課                     |               |
| 所 属                           | 職・氏 名         |
| 危機管理部 防災室<br>(電話059-229-3104) | 防災室長<br>別 府 博 |

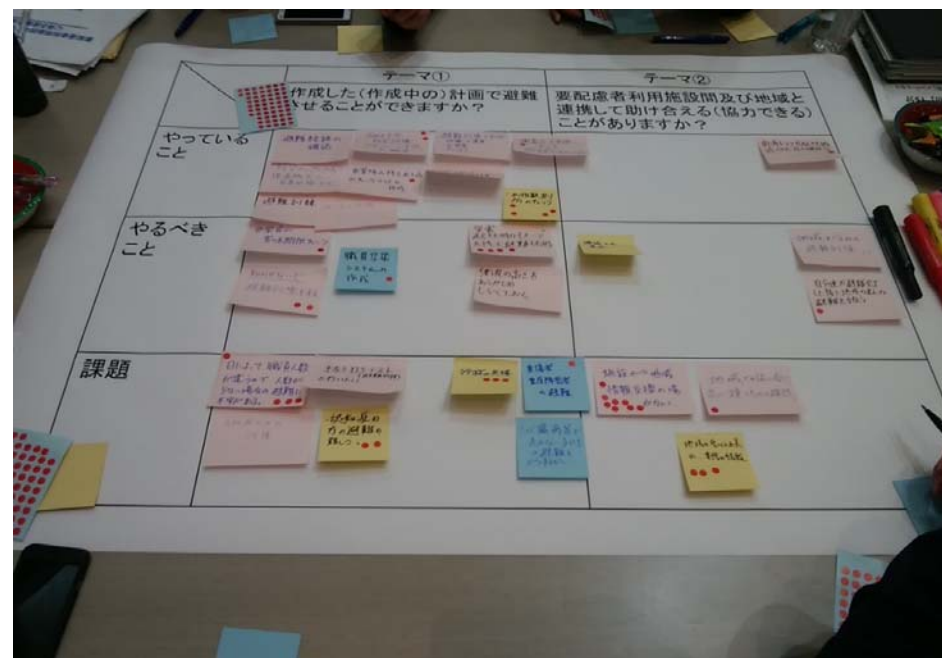
全国初 国土交通省が津市をモデル地区に指定  
要配慮者利用施設（福祉施設）への避難確保計画作成を促進！  
～洪水からの「逃げ遅れゼロ」実現に向けた取り組み～

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

**全国初 国土交通省が津市をモデル地区に指定**

# 要配慮者利用施設（福祉施設）への 避難確保計画作成を促進！

～洪水からの「逃げ遅れゼロ」実現に向けた取り組み～



**平成30年2月1日**

# 水防法等の改正の背景

平成27年9月関東・東北豪雨、平成28年8月台風第10号等

▶ 逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生

「逃げ遅れゼロ」を実現し、同様の被害を二度と繰り返さないための抜本的な対策が急務

## 水防法等の一部を改正する法律

平成29年5月19日公布、同年6月19日施行

要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため**水防法**および**土砂災害防止法**が改正



平成27年9月関東・東北豪雨



平成28年8月台風第10号



平成28年8月台風第10号

岩手県の要配慮者  
利用施設の利用者  
9名が死亡

出典: 国土交通省HP

# 水防法・土砂災害防止法の改正

## 改正の 主要内容

洪水および土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等に対し、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施を義務化**し、利用者の確実な避難確保を図ることとする

当該計画を作成しない場合には市町村長が作成の指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表することができる

|     |         | 避難確保計画の策定 | 計画に基づく避難訓練の実施 |
|-----|---------|-----------|---------------|
| 改正前 | 水防法     | 努力義務      | 努力義務          |
|     | 土砂災害防止法 | 規定無し      | 規定無し          |
| 改正後 | 水防法     | 義務        | 義務            |
|     | 土砂災害防止法 |           |               |

国土交通省では、2021年までに避難確保計画の作成率を**100%**とし、**逃げ遅れによる人的被害ゼロ**の実現を目指す!

# 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化

## 要配慮者利用施設とは・・・

水防法・土砂災害防止法

**社会福祉施設、学校、医療機関その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設**

### 水防法関連

洪水予報河川・水位周知河川等の浸水想定区域内に立地し、地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設

### 土砂災害防止法関連

都道府県知事が指定した土砂災害警戒区域内に立地し、地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設

## 津市の要配慮者利用施設 184施設

津市地域防災計画（平成28年度修正）に位置付けている要配慮者利用施設数

- 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障がい児・者施設等の社会福祉施設
- 病院、診療所の医療施設（有床に限定）
- 幼稚園、ろう学校、盲学校および養護学校

# モデル事業を取り組むことになる経緯

平成29年  
9月19日

避難確保計画の作成が全国的に進まない中、国土交通省中部地方整備局から、避難確保計画作成を全国で進めるために、津市をモデルとして取り組みを進める方策を検討したいとの打診

## 各施設の課題

法改正は理解するが、避難確保計画の作成方法が分からない

避難確保計画を作成する時間、人手、知識・ノウハウがない

## 津市の課題

法改正を受けて、各施設に対してどのように周知するべきか

出来るだけ多くの施設に避難確保計画を作成して欲しいがどうするべきか

モデル事業を通じて、「各施設の課題」や「津市の課題」を解消することができるとともに、国からの専門的な知見を活用することができると考え、モデル事業の**打診を快諾**

平成29年  
11月1日

国土交通省は、津市をモデル地区に、洪水からの「逃げ遅れゼロ」実現に向けた避難確保計画作成講習会を開催し、その取り組みを全国で共有する旨を公表

# 津市におけるモデル事業の概要

## 講習会の開催

前期

**日時** 平成29年11月7日  
14:00～16:00

**会場**  
アスト津4階アストホール

後期

**日時** 平成29年11月30日  
14:00～16:00

**会場**  
三重県総合文化センター  
1階レセプションルーム

## 計画作成方法におけるポイントの説明

- ◆ 津市の気象特性
- ◆ 法律で定められた記載内容
- ◆ 様式を活用した避難確保計画の作成方法

## 作成した計画内容の充実を図る

- ◆ 各施設において工夫した知恵の共有
- ◆ 施設単独で解決できない問題の共有

各施設への  
資料送付

講習会に参加できない施設  
に対して、避難確保計画作成  
の手引き等の資料を送付

手引き等での避難  
確保計画作成の  
課題を把握・整理

避難確保計画作成  
の手引き等修正版  
を作成

意識啓発  
資料の作成

被災事例や被害回避した  
先進例等を紹介

計画作成の必要性  
を周知

# 前期講習会（平成29年11月7日）の概要

地域の水害特性・防災情報の入手方法等の説明と併せて、避難経路図作成や防災体制の構築、避難行動開始の判断など**避難確保計画作成時のポイント**を説明

## 概要①

要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会の開催目的について  
国土交通省中部地方整備局

## 概要②

避難確保計画作成の必要性について  
三重大学大学院工学研究科 川口淳准教授

## 概要③

気象情報の避難行動への活用について  
津地方気象台

## 概要④

水害リスクに関する最近の動向について  
三重河川国道事務所

## 概要⑤

津市における災害時の防災情報伝達について  
津市危機管理部防災室

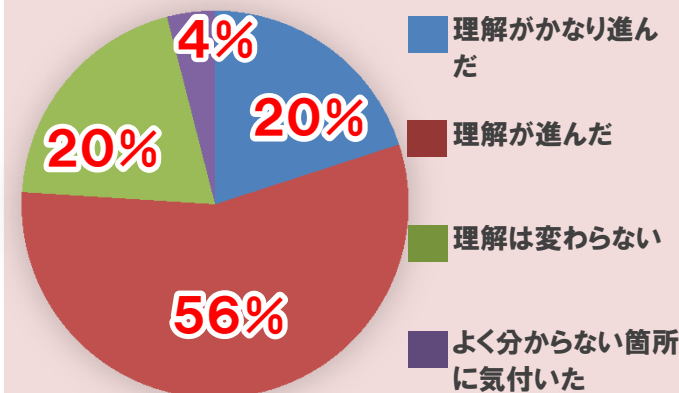
## 概要⑥

避難確保計画の作成方法について  
国土交通省中部地方整備局



講習会に参加したことで  
計画作成の理解が進みましたか

【前期講習会終了後アンケート】



# 後期講習会（平成29年11月30日）の概要

避難確保計画の内容の充実を図ることを目的に、**ワールドカフェ方式**で実施

1テーブルに4～5人で1ラウンドの時間を20～30分として、2回メンバーチェンジ

他の施設の参加者と活発な意見交換を行い、避難確保計画作成上の問題点や課題、良い取組（知恵）等を共有

## ①川口准教授によるワールドカフェの説明



## ②みんなで意見を出し合い付箋に書き込み



## ③いろんな課題や知恵等を情報共有



## ワールドカフェとは

カフェにいるようなリラックスした雰囲気の中、参加者が少人数に分かれたテーブルで自由に対話を行い、適宜他のテーブルとメンバーの交換をしながら話し合いを発展させる手法

## ワールドカフェのポイント

- カフェのようなリラックスした雰囲気の中でテーマに集中した対話を行う
- 計画作成の中で課題を見つけ、仲間と話し合い、課題を共有する
- 参加者間の相互理解を深める

# 講習会参加者の声

避難確保計画作成に当たって「既に取り組んでいること」、「課題等」について講習会の参加者で**知恵の共有**を行い、参加者の課題等への解決策を探求した

## 参加者からの課題

立退き避難か  
上層階への避難  
か避難先の設定  
に悩んだ

職員や利用者  
の家族への  
連絡はどう  
すればよいか

少ない職員で  
夜間にどのよ  
うに避難させ  
るのか悩んだ

計画作成後、  
どのような  
工夫をして  
いるのか

避難所まで遠  
く、時間が  
かかるので、  
避難するのは  
危険では

備蓄品につい  
て、どのよう  
に考えたらよ  
いのか

共有

## 施設で工夫している解決策

### 避難の在り方

- 上層階への避難でも大丈夫な場合もありますが、数日間にわたる避難対応についても検討が必要
- 近くの民間施設への避難に係る協定を締結

### 避難体制

- 明るい時に避難できるように計画を充実
- 地域の協力を得るために、地域の祭りへ参加する、施設のイベントへの参加を呼び掛ける
- LINE等のSNSやマチコミメールを活用した職員参集
- 職員不足の解消のためにOB等の活用
- 各施設利用者の枕元に支援情報等を常備

### 訓練・備蓄

- 夜間の訓練を想定して、昼間に電気を消す訓練を実施
- 普段から避難所までの経路を通して複数の経路を確認
- 地域の自治会や他の施設と連携した定期的な訓練を実施
- 非常食をローリングストックし、イベント等で食べるなどの工夫

# 避難確保計画の事例

## 避難確保計画に定めるべき事項

要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な措置に関する事項を定める

### 目次

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1 計画の目的            | 1 |
| 2 計画の報告            | 1 |
| 3 計画の適用範囲          | 1 |
| 施設周辺の避難地図          | 2 |
| 4 防災体制             | 3 |
| 5 情報収集・伝達          | 4 |
| 6 避難誘導             | 5 |
| 7 避難の確保を図るための施設の整備 | 6 |
| 8 防災教育及び訓練の実施      | 6 |
| 9 自衛水防組織の業務に関する事項  | 7 |

個人情報等を含むため各施設で適切に管理 ※市町村への提出は不要

|                     |    |
|---------------------|----|
| 10 防災教育及び訓練の年間計画作成例 | 8  |
| 11 施設利用者緊急連絡先一覧表    | 9  |
| 12 緊急連絡網            | 10 |
| 13 外部機関等への緊急連絡先一覧表  | 10 |
| 14 対応別避難誘導方法一覧表     | 11 |
| 15 防災体制一覧表          | 12 |

|                    |    |
|--------------------|----|
| 別添 「自衛水防組織活動要領(案)」 | 13 |
| 別表1 「自衛水防組織の編成と任務」 | 14 |
| 別表2 「自衛水防組織装備品リスト」 | 14 |

### 避難経路図

【避難経路図】

洪水時の避難先は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。



出典:国土交通省HP

### 防災体制

| 体制確立の判断時期                                                                                                                                      | 体制     | 活動内容                                                   | 対応要員                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 以下のいずれかに該当する場合<br>▶ 津市に洪水注意報発表<br>▶ 雲出川(大仰観測所) 氾濫注意水位(4.8m)超過                                                                                  | 注意体制確立 | 洪水予報等の<br>情報収集                                         | 情報収集伝達要員                                 |
| 以下のいずれかに該当する場合<br>▶ 津市桃園地区に避難準備・高齢者等避難開始の発令<br>▶ 雲出川(大仰観測所) 避難判断水位(5.1m)超過<br>▶ 津市に洪水警報発表                                                      | 警戒体制確立 | 洪水予報等の<br>情報収集<br>使用する資器材の準備<br>保護者への事前連絡<br>要配慮者の避難誘導 | 情報収集伝達要員<br>避難誘導要員<br>情報収集伝達要員<br>避難誘導要員 |
| 以下のいずれかに該当する場合<br>▶ 津市桃園地区に避難勧告又は避難指示(緊急)の発令<br>▶ 雲出川(大仰観測所) 氾濫危険水位(5.4m)超過                                                                    | 非常体制確立 | 施設全体の避難誘導                                              | 避難誘導要員                                   |
| ・「避難準備・高齢者等避難開始」等が発令しなくても、雨量等の気象情報や水位情報等の情報から施設管理者が危険だと判断した場合は避難を開始する。<br>・夜間に氾濫注意水位(雲出橋地点)を超えた場合は注意体制を確立し、職員1名を参集し、警戒体制確立後に避難できるように避難準備を開始する。 |        |                                                        |                                          |

# 津市におけるモデル事業の進捗状況と今後

## モデル事業**実施前**

避難確保計画**作成**施設数

**59施設**

## モデル事業**実施後**

避難確保計画**提出**施設数

**123施設**

平成30年1月30日現在

**2倍強！  
大幅  
増加**

**未提出となっている施設への対応**

**文書および電話による避難確保計画提出のお願い**

**施設の所有者または管理者に対する作成支援**

**全ての要配慮者利用施設（184施設）における  
避難確保計画作成を目指す！**

# 今後の展開～各施設の取組促進の支援～

地域の特性や実情に応じた避難確保計画となるよう毎年訓練を実施し、より良い計画となるよう**PDCAサイクル**を活用するよう各施設へ依頼

**P（計画）**

避難確保  
計画の作成

**D（実行）**

避難訓練  
の実施

**C（検証）**

課題事項  
の整理・検証

**A（見直し）**

避難確保  
計画の再考

市職員による支援

取り組みの進め方が分からない施設等へのフォロー

地域特性に応じた実効性のある避難体制づくりを行い、  
**逃げ遅れによる被害者ゼロ**を目指す！

# 問い合わせ先

**被災者ゼロを目指すため、避難確保計画の作成  
や避難訓練の実施を支援します！**

## 問い合わせ先

### 津市危機管理部防災室

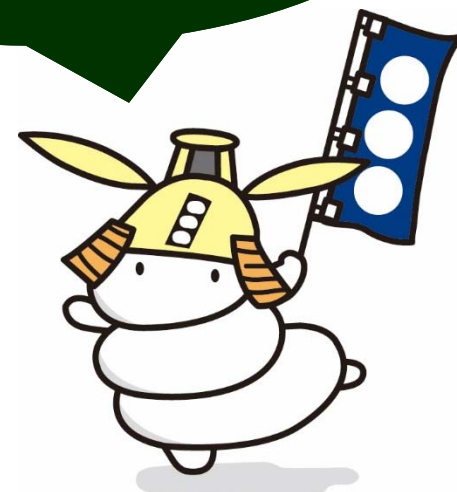
〒514-8611 津市西丸之内23番1号

**電話番号** 059-229-3104

**ファックス** 059-223-6247

**E-Mail** 229-3104@city.tsu.lg.jp

津市での  
取り組みや成果が  
全国で活用されます！



| 定例記者会見 平成30年2月1日(木) 11時～            |                   |
|-------------------------------------|-------------------|
| 場 所 庁 議 室                           |                   |
| 事 務 担 当 課                           |                   |
| 所 属                                 | 職・氏 名             |
| 商工観光部 商業振興労政課<br>(電話 059-229-3169)  | 商業振興労政課長<br>奥 山 巖 |
| 商工観光部 観光振興課<br>(電話 059-229-3170)    | 観光振興課長<br>草 深 寿 雄 |
| 教育委員会事務局 生涯学習課<br>(電話 059-229-3251) | 生涯学習課長<br>米 山 浩 之 |

平成29年11月28日国宝指定  
 専修寺 御影堂・如来堂 シティプロモーションを展開！  
 ～発表第1弾～

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

平成29年11月28日 国宝指定

発表第1弾

せんじゅじ みえいどう によらいどう  
専修寺 御影堂・如来堂  
シティプロモーションを展開！



平成30年2月1日

# これまでのPRの取り組み

平成29年10月20日 国の文化審議会が国宝指定について、文部科学大臣に答申

## 写真パネル展示

三重県総合博物館MieMu



H29.10.20~11.26

中央公民館ギャラリー



H29.10.20~

## 津市情報番組

「ついいと、ツイート！」



H29.11.26三重テレビで放送

平成29年11月28日

国が御影堂・如来堂を国宝指定

県内文化財建造物で初

## 三重テラス つデイ



H29.11.30~12.1



## 伊勢志摩サミット記念館 「サミエール」



H29.12.27~H30.1.31

## 市本庁舎1階ロビー 懸垂幕・グラフィックパネル



H29.11.28~

# 平成29年度 今後のPR戦略①

## 専修寺国宝指定記念講演会を開催！

御影堂・如来堂の歴史的な価値などに関する講演会と両堂の見学会を開催

**日時** 平成30年3月10日(土) 13時～15時30分

**場所** 真宗高田派本山専修寺 宗務院第1会議室

**定員** 100人(応募者多数の場合は抽選)



### 講師

たけうち まさかず  
●武内正和さん(文化庁主任文化財調査官)

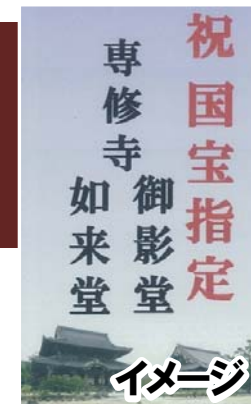
すがわら よういち  
●菅原洋一さん(三重大学大学院工学研究科教授)

### 申し込み

2月28日(水)までに、はがき、またはEメールで、住所、氏名、電話番号を教育委員会生涯学習課(〒514-0035 西丸之内37-8、Eメール:[229-3248@city.tsu.lg.jp](mailto:229-3248@city.tsu.lg.jp))へ

# 平成29年度 今後のPR戦略②

一身田寺内町の館に国宝指定  
を祝う店頭幕を設置



ポスター・周遊マップの作成



津市ホームページ内に専用のページを設けPR  
ポスターやプロモーションカードのQRコードからリンク！

市職員がQRコード入り  
プロモーションカードでPR

一身田寺内町の商店街（一身田商工振興会）が  
行う国宝指定を契機としたにぎわいづくりを支援

# 平成30年度のPR戦略

さらなる市事業の展開

地域・商店街・市との連携事業の展開

高田本山専修寺・市との連携事業の展開

詳細がまとめ次第、第2弾として発表予定！

